一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

なお、本入札に当たっては、当協議会事務局である盛岡市の財務規則等準用するものであり、関係書類における「盛岡市は」を「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会は」に、「市長は」を「会長は」に読み替えるものとする。

平成 28 年 6 月 30 日

県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会 会 長 盛岡市長 谷 藤 裕 明

記

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称 県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想支援業務委託
 - (2) 業務の目的

県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会(以下,「協議会」という。)は、平成27年1月に「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想(以下,「基本構想」という。)」を策定し、平成41年度稼働予定とする新ごみ処理施設を盛岡市内に整備をすることを想定している。

「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想支援業務(以下,「本業務」という。)」では、基本構想に基づき広域化処理の実現に向けた支援を行うことを目的とするものである。

※盛岡広域振興局管内 3 市 5 町(盛岡市,八幡平市,滝沢市,雫石町,葛巻町,岩手町,紫波町,矢巾町)と、ごみ及びし尿処理の一部事務組合 6 団体(盛岡北部行政事務組合,紫波、稗貫衛生処理組合,岩手・玉山環境組合,盛岡・紫波地区環境施設組合,盛岡地区衛生処理組合,滝沢・雫石環境組合)で構成

(3) 履行の期間

契約締結の翌日から平成29年3月21日まで

(4) 業務の内容 別紙仕様書のとおり。

- 2 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日時 平成 28 年 7 月 13 日(水) 午前 10 時 30 分
 - (2)場所 岩手県盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎 5階 501会議室 (入札書を持参すること。郵送等による入札は認めない。)

3 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該契約に係る営業又は事業に関係する法令の規定による営業若しくは事業若しくは業務の停止又は閉鎖処分を受けていない者であること。
- (3)盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。
- (4)他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がない者であること。
- (5) 市税を滞納していない者であること。
- (6) 平成 28 年度盛岡市入札参加資格者名簿に登録のある者で、次に掲げる全ての要件を 満たす者であること。
 - ア ごみ焼却施設建設候補地選定の過程における住民説明会支援

内容:ごみ焼却施設の建設候補地選定過程において実施した建設候補地対象地域の 住民説明会の際,専門的分野における質疑応答に対応したことがある。

イ ごみの広域化処理に向けた自治体職員及び構成市町村の議員向け研修会

内容:ごみの広域化処理に向けた共同処理の必要性,廃棄物処理施設の役割,環境 負荷,リスクコミュニケーション等の知識を自治体職員や議員に習得させるた め実施した研修会等に講師として対応したことがある。

ウ 新組織(一部事務組合)の設立に向けた検討会議の支援

内容:新組織の設立に係る規約検討や,ごみ処理基本計画の作成準備等,組織の設立に向けた関係会議において助言等を行ったことがある。

4 競争入札参加資格確認申請書等について

本件の入札に参加しようとする者は、あらかじめ競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)に競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を添えて県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会事務局に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

なお,申請書及び資料(以下「申請書等」という。)の提出は,次に定める様式とする。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- (2) 3(6)に掲げた履行実績を記載した契約実績届出書(様式第2号)
- (3) 契約実績届出書に記載した内容を確認できる書面(契約書の写し等)

5 申請書等の受付

- (1) 受付期間 平成28年6月30日 (木) から平成28年7月7日 (木) 土日を除く午前9時から午後4時まで
- (2)受付場所 盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎3階 県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会事務局 (ごみ処理広域化推進室内)

- (3)提出部数 1部
- (4)提出方法 持参または郵送 (ファクシミリ、電子メールでの提出は認めない)
- (5) その他 提出された申請書等の返却は行わない
- 6 競争入札参加資格の確認結果の通知

確認結果については、平成28年7月11日(月)までに通知する。

なお、協議会から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- 7 関係書類の閲覧、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
 - (1) 関係書類の閲覧

関係書類は盛岡市ホームページに掲載している。

また,(2)の場所においても公告の日から入札の前日までの閉庁日を除く日の午前9時から午後4時まで閲覧できる。

(2) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒020-8531 岩手県盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎3階 県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会事務局 (ごみ処理広域化推進室内)

電子メールアドレス gomikoiki@city.morioka.iwate.jp TEL 019-613-8146 FAX 019-626-4153

一般的事項及び仕様書に関する事項についての質問は、平成28年7月4日(月)午後5時までに電子メール又は文書(ファックス可)により質問書(任意様式)を提出すること。

回答は、平成28年7月6日(水)までに盛岡市公式ホームページで公開する。

< http://www.city.morioka.iwate.jp >

なお、質問事項が重複しているもの(思われるものを含む。)は、当協議会が整理して回答する。また、回答について質問者名は公表せず、本件の趣旨からかけ離れているものへの回答は行わない。

8 入札保証金

盛岡市財務規則第105条第2号の規定を準用し免除とする。

9 入札の回数

3回までとする。ただし、落札者がいない場合は、政令167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行するものとする。

10 入札記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 契約金額

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した 金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とす る。

12 落札者の決定方法

予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13 契約書の作成の要否

要業務委託契約書による。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 3に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 4に掲げる入札参加資格に関する書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札